

# 箕谷少年野球部規約書

## 第一章 総則

### 第一条 (目的)

箕谷少年野球部は、神戸市北区箕谷小学校区、桂木小学校区を中心とした少年・少女達が野球活動を通じて「友情・協力・団結する心」、「何ものにも負けない勇氣」、「強い身体」を育成する事を目的とした運営を行うものである。

## 第二章 組織と運営

### 第二条 (部長及び役員)

部長1名、副部長若干名、会計若干名、総務若干名を置く。役割分担については別途定める。  
部長は必要に応じて各役員の代行職を選任できるものとするが役員会の承認事項とする。

### 第三条 (顧問 総監督・グループ監督)

必要に応じて顧問、総監督およびグループ監督を置くことができる。選任に付いては役員会の承認事項とする。  
総監督及びグループ監督は、チーム指導者の指導、部員の総合指導を行う。  
顧問は、連盟役員、部の役員、監督等また部の運営補助、チームの技術指導を行う。

### 第四条 (監督 助監督 ヘッドコーチとコーチ)

各チーム毎に、監督1名、助監督若干名、ヘッドコーチ若干名の三役及びコーチを置く。  
ただし監督は複数チームの兼務ができるものとする。  
コーチの任には、顧問、部員の保護者全員があたるものとする。

### 第五条 (役員 監督等の選任と任期)

部長、副部長、会計、総務及び監督、助監督、ヘッドコーチの任期は1年とする。  
但し、留任は妨げないものとする。  
期中に交代の事態が発生した場合には役員会議の承認を経て速やかに後任を決める。  
部長の選任は自薦、役員その他薦を役員会で協議し総会の承認を持って定める。  
役員を選任立案は部長とし役員会の協議、総会の承認を持って決定される。  
監督は、部長がコーチの中より選出し、役員会議の協議、総会の承認を持って決定される。  
期中にチーム編成変更がある場合には部長がコーチの中より選出し役員会議の承認で決める。

### 第六条 (役員会議 監督会議)

部長(必要に応じて副部長)は、役員会議を招集することができる。  
役員会議は、当部の決定機関と位置付ける。  
役員会議メンバーは、部長、副部長、副部長代行、監督及び部の甲北連盟役員とする。陪席者は部長が決める。  
役員会議は原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時会議を招集する。  
役員会議の決定事項は総務会に速やかに報告する。総務会メンバーは役員会が決定する。  
監督会議は、チーム間の調整、対外試合のメンバー選定、技術指導の打ち合わせを行う。  
監督会議メンバーは、総監督、グループ監督、監督、助監督、ヘッドコーチとするが必要に応じてAチーム監督がそれ以外も選任できる。  
会議の召集及び運営、取りまとめの任はAチーム監督があたる。  
監督会議の定例会は原則毎月1回開催し、必要に応じて適宜臨時会議を開催する。

### 第七条 (総会)

役員会議メンバー及び監督、助監督は、総会にて承認を受け、納会(次年度納会)までの任期とする。  
ただし新役員が決まらない場合は旧役員が次年度新年総会までの任期継続も可とする。  
役員会議メンバーは、年間行事、予算案を作成し総会にて承認を受けなければならない。  
役員会議メンバーは、年末の総会にて活動結果報告し、会計報告の承認を受けなければならない。  
総会の決議事項の承認は、総会出席者(一部員一票)の過半数をもって成立する。  
定期総会は、新年会、年末納会と年2回の開催とする。部長の要請があれば臨時総会を開催できる。

### 第八条 (活動)

当部の定期的野球活動は、総会で承認を得た年間行事を開催する。  
役員会議で承認されれば、年間予定行事以外(野球活動以外も含む)の活動に参加をすることができる。

### 第九条 (登録)

当部は、目的を同じとする甲北地区少年野球連盟に加盟する。

## 第三章 チーム

### 第十条 (指導者)

各チーム毎に、副部長、総務、監督、助監督、ヘッドコーチ、コーチを置き、部員の指導を行う。  
ただし副部長及び監督は複数チームの兼務ができるものとする。

### 第十一条 (入部申し込み)

各チームの副部長は、第1条の目的を理解するものを部員として入部を許可し登録できる。  
入部届け受領後は、速やかに、部長、会計、総務に届けるものとする。  
部長は、連盟への登録し、承認を受ける。会計は、スポーツ保険加入の手続きをする。

### 第十二条 (部費)

月額2,000円を徴収する。部費の金額に付いては総会の承認をもって変更できるものとする。  
新入部員は、入部届け提出の翌月より徴収するものとする。  
役員会議において必要と認められた場合、別途特別部費を集めることができる。

### 第十三条 (入部取り消し)

部員が、部の基本方針に反したり、名誉を損なうような行為をした場合は、役員会議に諮った上で、当該者の入部を取り消すことができる。その場合、既に納入した部費は返金しないものとする。

## 第四章 雑則

### 第十四条 (細目)

当部の運営については、当規約の定めるほかは、役員会議の協議により定めるところによる。  
規約に明記されていない事項に付いては良識と常識を持って部に参加する全員が対応する。

### 第十五条 (規約の改編)

当規約の改編に付いては役員会議にて決議し総会に諮り出席者(一部員一票)の過半数の賛成にて決定できるものとする。

(附則) この改訂規約第6版は、平成19年度1月14日から施行する。